

諮問日：平成28年3月25日（平成27年度（情）諮問第11号）

答申日：平成28年7月15日（平成28年度（情）答申第4号）

件名：神戸地方裁判所長の事務引継書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成28年1月1日の神戸地裁所長交代時の引継書（添付書類を含む。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、神戸地方裁判所長（以下「原判断庁」という。）が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、原判断庁が平成28年2月25日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 平成28年1月1日付けで、神戸地方裁判所長山下郁夫は大阪高等裁判所に、広島地方裁判所長中本敏嗣は神戸地方裁判所長に異動した。原判断庁は、神戸地方裁判所長の事務の引継ぎに際してはメモ程度のものは作成されたが、その内容は口頭説明に代わる程度のもので、今後の執務を行うために継続して使用したり、保管したりする必要がなかったため、現所長が前所長から受け取り、執務室や自宅において読んだ後、必要がなくなったので、1週間程度で廃棄したと説明しているところ、所長の事務の引継ぎの性質に照らすと、その説明は合理的である。

- 2 したがって、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした原判断は、相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年3月25日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年5月11日 審議
- ④ 同月26日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受
- ⑤ 同年6月1日 審議
- ⑥ 同年7月11日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出文書は、平成28年1月1日の神戸地方裁判所長交代時の引継書である。

最高裁判所事務総長は、現在の神戸地方裁判所長に確認したところ、事務の引継ぎに際しては、メモ程度のものは作成されたが、それは、現所長が前所長から受け取り、読んだ後、必要がなくなったので、1週間程度で廃棄したとのことであったとし、所長の事務の引継ぎの性質に照らすと、これは合理的であると説明する。

上記の説明は、神戸地方裁判所長の事務の引継ぎに際して作成されたメモは、引継ぎを受けた現所長個人の責任で保有し、その個人にとって必要な限度で利用した上で廃棄したというものと解されるのであり、このことは、所長の事務の引継ぎという事務の内容に照らして、不合理なものとは認められない。

そうすると、神戸地方裁判所においては、本件開示申出文書を保有していないものと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした原判断については、神戸地方裁判所においてこれを保有していないと認めら

れるので，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人